

地球温暖化と絶対安全

いちかは
ひろし
市川 浩

今年の夏は七月關東曇天多く、月末に至り梅雨明けとなるや、炎天の猛暑となり、測定開始以来の最高気温を更新する地域多数に上れり。九月に入りて暑氣一旦収ると雖も、颱風豫想を越ゆる風雨各地に甚大の被害を齎せり。特に九州北部は線状降水帯長期停滞して大量の降雨による水害、千葉縣に於ては颱風による送電網の破壊など、從來經驗せざりし程なり。

地球規模に見ても、北極の永久結氷の溶融、南米アマゾン流域の大規模森林火災など、地球温暖化の事象相繼ぎ、近く温暖化サミットの開催豫定となる。かゝる趨勢にて熱中症豫防のためもあり、室内冷房は必要不可欠となり、曾て暑中節電の呼掛けも今は昔のこととなれり。

地球温暖化の主たる原因の一つが化石燃料の使用擴大による大氣中の二酸化炭素量の増大なれば我が國にてもその対策として、發電に原子力を導入、その量總發電量の30%を越ゆるに至るも、平成二十三年東日本大震災による原子爐爐心熔融事故のため、原子力發電は全國的に殆ど全面停止となり、これを補ふに化石燃料を以てする早八年を経たり。この間太陽光、風力、海流等による發電、大手報道花々しく取上ぐれども未だ實績尠し。

然れど原子力發電の再開を求むる言論弱く、再開對象地域の首長選舉の論點にさへならず。その理由を考ふるに、原子力發電は完全事故ゼロを條件とするにあるべし。これ問答無用の一方的操業禁止にて、結論は最初より明らかなり。この事故完全ゼロは事故前の發電所の見解にも唱道あり、卻つて具體的の事故對應への検討不十分を招きけるにあらずや。

これに關し九月十九日、福島原子力の事故に對する當時の東京電力最高經營者に刑事責任を問ふ裁判の判決あり、被告三名は何れも無罪とせらる。判決理由の一つに、「國は原子力發電に絶対安全を求めてゐない」とありて、絶対安全思想こそ我が國の原子力政策を害し來たりけれと明示す。世に絶対の豫見は人間を含む生命の死以外になく、これ以外への適用は最早問答無用の強制に過ぎず。

また當時、東日本大震災規模の事前豫測の可能性も問題となりけるも、寧ろ原子爐自體が或る不可抗力の事由にて、操縦不能發生時の対策こそ問題なれ。これ智慧の問題なるべし。何となれば殆どの事故にて發生時の故障、損壞はその設備系の一部に過ぎず、個々の早期復舊、恢復により全設備系の操業恢復可能なればなり。津波の高さを豫想するより、冷却系の電源喪失への對應を考ふるが、具體的の解決容易なるべし。然るを絶対安全を呼號せる餘り、その検討すら自治體の疑心を招くとして實施し得ざるを如何せむ。更に原子力發電所の再稼働に自治體の許可權者は絶対の安全保障を要求、實際上無條件不許可の現状なり。

更に問題は「風評被害」にして、科學的に安全の確認ある事案に就き「然るべき安全の筈なし」との「風評」によりて、正規の運用不可を言ふ。福島縣産農漁製品が正規の放射能測定の結果安全と判定せらるゝに、なほ買控へらるゝを、口に「被害者への寄添ひ」を謳ふ大手報道是を宥めず傍觀す。更に福島島の処理水のトリチウム含量許容限度以下なるを以て、沿岸への廢棄方針公表せらるゝや、なほ危険との風評に、電視評論家「科學的にはさうかもしれぬが、漁業者の氣持も尊重すべし」と。せめて「科學的」理由の判り易き解説あらまし。

原子力利用の先進國フランスの首都にても遂に気温40℃を觀測すと云々。

(引用口語文の表記は地の文に統一)

(令和元年九月二十日受附)